

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく監査請求について、監査を行ったので、同条第 4 項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和 4 年 11 月 21 日

茨城県監査委員	臼井 平八郎
同	村 上 典 男
同	澤 田 勝
同	羽 生 健 志

## 第 1 住民監査請求の内容

### 1 請求人

谷萩 陽一 外 11 名

### 2 茨城県職員措置請求書の提出

令和 4 年（2022年）9 月 15 日

### 3 補正書の提出

令和 4 年（2022年）9 月 30 日（補正期間は令和 4 年（2022年）9 月 22 日から 9 月 30 日までの 9 日間）

### 4 請求の概要

請求人提出の「茨城県職員措置請求書」（以下「措置請求書」という。）による請求（以下「本件請求」という。）の概要は、次のとおりである。

なお、措置請求書の原文に即して記載したが、項目番号は本編に合わせて調整し、補正書により訂正された事項については訂正後の内容に改めた。

また、事実証明書の記載は省略した。

#### （1）請求の要旨

##### ア 主位的請求

監査委員が、茨城県知事に対し、日本国政府が 2022 年（令和 4 年）9 月 27 日に

挙行を予定している「故安倍晋三国葬儀」（以下「本件国葬」という。）に大井川和彦茨城県知事（以下「知事」という。）及び伊沢勝徳茨城県議会議長（以下「議長」という。）が出席・参列するに際して旅費、宿泊費、弔慰金、随行職員の出張日当等の公金を支出することを差し止める措置をとることを求める。

#### イ 予備的請求

監査委員による判断が本件葬儀の期日を過ぎ、知事及び議長が公務としてこれに出席していた場合には、これに要した旅費、宿泊費、弔慰金、随行職員の出張日当等の公金支出という違法または不当な財務会計行為によって、茨城県に損害を与えたものとして、その損害を補填するため、知事に対し、支出された金額相当の損害賠償を請求するよう求める。

### (2) 請求の理由

ア 日本国政府は、2022年（令和4年）7月22日、同年9月27日に本件国葬を挙行することを閣議決定した（資料1、2）。

本件国葬は国費をもって行う国家儀式と考えられるので、これに知事及び議長が出席・参列すること、その際、旅費、宿泊費、弔慰金、随行職員の出張日当等の公費が支出されることが相当の確実さをもって予測される。すでに知事は今月12日の記者会見で公務として参加する意向を表明している（資料10）。

しかし、本件国葬は、以下に述べるとおり、違憲・違法なものであり、その結果、本件国葬に関連して茨城県が支出する公費は違憲・違法な支出となる。

#### イ 本件国葬の違憲性・違法性について

##### (ア) 法的根拠がないこと

大日本帝国憲法下では、天皇の勅令である「国葬令」を根拠法として国葬が実施されていた（資料3）。

しかし、国葬令は、1947年（昭和22年）に「日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律」（昭和22年法律第72号）第1条の規定により、失効している（資料4、5）。その理由は、日本国憲法の基本原理と両立しないからである。そのため、現在の日本において、国を挙げて行なう公葬を規定する法は存在しない。

かつて吉田茂元首相について国葬を実施した際には、翌年の国会で当時の水田大蔵大臣が「法的根拠はない」と答弁しており、佐藤榮作元首相が死亡した際にも、「法的根拠が明確でない」とする当時の内閣法制局の見解等によって国葬の実施が見送られた経緯がある。

岸田首相は、本件国葬の法的根拠について、内閣府設置法（1999年制定）第4条3項33号で内閣府の所掌事務とされている「国の儀式」として閣議決定をすれば実施可能との見解を示しているが、そもそも内閣府設置法は内閣

府の行う所掌事務を定めたものにすぎず、その「国の儀式」に「国葬」が含まれることについての法的根拠はない。

このように、本件国葬は法的根拠を欠いた違法な行為といわねばならない。

(イ) 憲法第14条に違反すること

日本国憲法施行後、吉田茂元首相以外に国葬が実施された例はない。にもかかわらず、亡安倍晋三氏について国葬を実施することは、法の下での平等を定めた憲法第14条に違反する（資料8）。

差別的取扱が憲法第14条に違反しないのは、その取扱が憲法の精神にてらして合理的な理由がある場合に限られる。しかし、本件国葬についてそのような合理的理由を見いだすことはできない。

岸田首相は、国会の閉会中審査で、①首相在任期間が憲政史上最長の8年8カ月及び、②経済や外交で実績を残した、③各国が弔意を表明している、④選挙運動中に非業の死を遂げた、といった理由を挙げた。しかし、いずれも憲法的な価値の実現にとって必要であるとする内容ではなく、あくまで政策的な判断理由にすぎない。

(ウ) 憲法第19条に違反すること

岸田首相は、本年8月10日の記者会見で、国葬について、「故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式」と説明している（資料7）。

わが国が国民主権の国である以上、「国全体」というときの「国」を構成するのは国民であり、首相の説明によれば、国民全体として敬意と弔意を表す儀式という意味となる。

しかし、故人に対して敬意や弔意を抱くかどうかは個人の内心の問題であり、特に政治家については、政治的立場や信条によって、敬意や弔意のあり方に大きな違いが生まれることは必然である。にもかかわらず、国民全体として敬意と弔意を表すという儀式を国が行うことは、国民個人の内心の自由を侵害するものにほかならない。

また、国の公式行事として行われることによって、弔旗の掲揚や黙祷の「要請」が官民間わらず行われることが懸念される。

ウ 地方公共団体が本件国葬に公費を支出することの違法性

地方自治法第2条2項は、普通地方公共団体は、「地域における事務及びその他の事務」で「法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの」を処理すると定める。

すなわち、地方公共団体が行う「事務」は「法律又はこれに基づく政令」により処理することとされていることが必要とされるが、前記のとおり、本件国葬については、これを根拠付ける「法律」が存在せず、したがって「法律に基づく

政令」も存在しない。

また、仮に、法律や政令によって処理されるものでなくても、地方公共団体が「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」（地方自治法1条の2第1項）とされていることから、独自に地方公共団体の「事務」にあたる場合がありうるとしても、本件国葬が憲法に違反するものである以上、これに出席することは「住民の福祉の増進」を図るものとは言えず、やはり、地方公共団体の「事務」には該当しないというべきである。

#### エ 地方公共団体が本件国葬に公費を支出することの不当性

前記のとおり、本件国葬が憲法に違反し、法的根拠を欠いたものである以上、これに茨城県の公費が支出されることは不当な公金の支出というべきである。

加えて、安倍元首相に対する評価は人によって様々であり、その「業績」については、消極的・否定的な評価も少なからず存在する。

本件国葬をめぐっても、各種世論調査で、反対もしくは評価しないという回答が賛成あるいは評価するという意見を上回る状況が続いている（資料9）。

本件国葬に対する国費の支出についても、予備費から支出され、全体の金額の予測が不透明である点に批判が寄せられている。

このような状況のもとで、知事及び議長が本件国葬に出席・参列し、これに茨城県の公費が支出されることは、正当なものと評価することはできない。

#### オ まとめ

以上のとおり、本件国葬は憲法に違反し、法的根拠を欠いた違法なものであり、これに知事及び議長が出席・参列することに対して公費を支出することは、違法又は不当な公金の支出にほかならない。

請求人らは、いずれも、茨城県内に居住する弁護士である。請求人らは、適正な法の執行を確保する見地から、かかる事態を看過することはできない。よって、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、請求の趣旨に記載のとおり、必要な措置を講ずべきことを請求する。

### (3) 事実証明書

資料1 2022.7.22 内閣官房長官記者会見（故安倍晋三元総理の国葬儀について）

資料2 政府、安倍晋三元首相の国葬を閣議決定（2022.7.22付 毎日新聞記事）

資料3 国葬令

資料4 ウィキペディア 国葬令

資料5 昭和22年法律第72号（日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律）

資料6 岸田内閣総理大臣記者会見 2022.7.14

資料7 岸田内閣総理大臣記者会見 2022. 8. 10

資料8 安倍元首相の国葬「法の下での平等に反する」木村草太教授 客観評価で説明を (2022. 8. 19付 東京新聞記事)

資料9 安倍元首相の国葬賛否、反対56% 8月比で賛成減る 朝日世論調査 (2022. 9. 12付 朝日新聞記事)

資料10 茨城・大井川知事、安倍元首相の国葬出席を表明 (2022. 9. 12付 産経新聞記事)

## 第2 請求の受理

本件請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条に規定する法定要件を備えているか、監査委員が審査を行った結果、令和4年（2022年）10月7日、法定要件を満たしていると判断して、請求を受理することを決定した。

## 第3 監査の実施

### 1 証拠の提出及び陳述

自治法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から陳述は行わない旨申し出があったため、陳述を実施しなかった。なお、新たな証拠の提出はなかった。

### 2 監査対象事項

本件請求において摘示された、「故安倍晋三国葬儀」（以下「本件国葬」という。）への茨城県知事（以下「知事」という。）及び茨城県議会議長（以下「議長」という。）の出席・参列に関連する経費の県による公金の支出等に係る事務手続等を監査対象事項とした。

### 3 監査対象機関

総務部知事公室秘書課（以下「秘書課」という。）及び茨城県議会事務局（以下「議会事務局」という。）を監査対象機関とした。

### 4 監査対象機関への監査

秘書課及び議会事務局に対して、以下の監査事項に関する説明聴取を行うとともに

に關係書類を確認し、その結果を分析整理した。

(監査事項)

- (1) 知事及び議長の出張において、出張の実施を決定し、当該出張に係る経費(旅費等)を支出するまでの一連の手續の流れ
- (2) 知事及び議長が本件国葬へ出席し、県が本件国葬への出席に係る経費を公金で支出するまでの一連の具体的な手續
- (3) (2)の手續きに違法又は不当な点はないか

## 5 監査対象機関の見解

請求人の主張に対して、監査の中で聴取した秘書課及び議会事務局の見解は次のとおりである。

### (1) 請求人による上記「第1 4 (2) 請求の理由 ア」の主張について

#### ア 秘書課の見解

令和4年9月9日、全国知事会を通じて、内閣総理大臣名で知事に本件国葬の案内状が送付され、同月27日に知事が本件国葬に出席した。

当日の移動手段として、往路は公共交通機関、復路は公用車を利用した。公用車運転手以外の随行職員はいなかった。

「特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例」(昭和27年茨城県条例第55号)第8条第1項及び第2項に基づき、10月27日、知事に対して、旅費及び旅行雑費が支給された。

なお、本件国葬の出席に係る宿泊費、弔慰金等の支出はないが、公用車で移動したことにより、旅費及び旅行雑費以外に公用車に係るガソリン代、高速道路利用料、公用車運転手に係る時間外勤務手当が別途発生している。

また、下記(2)に記載のとおり、知事は、国の公式行事である本件国葬に地域住民の代表として出席したものであり、知事の本件国葬出席に係る公費支出に違法・不当の点はない。

#### イ 議会事務局の見解

令和4年9月12日、全国都道府県議会議長会を通じて、内閣総理大臣名で議長に本件国葬の案内状が送付され、同月27日に議長が本件国葬に出席した。

当日の移動手段として、往路及び復路ともに公共交通機関を利用し、随行職員はいなかった。

「茨城県議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例」(平成13年茨城県条例第36号)第5条第2項及び第3項に基づき、10月27日、議長に対して、旅費及び旅行雑費が支給された。

なお、本件国葬の出席に係る宿泊費、弔慰金、随行職員の出張日当等の支出はない。

また、下記（２）に記載のとおり、議長は、国の公式行事である本件国葬に地域住民の代表として出席したものであり、議長の本件国葬出席に係る公費支出に違法・不当の点はない。

**（２）請求人による上記「第１ ４（２）請求の理由 イ 本件国葬の違憲性・違法性」の主張について**

本件国葬は、閣議決定に基づき実施されたものであり、内閣総理大臣名で知事及び議長にそれぞれ案内があったことから、国の公式行事であると認められる。

知事及び議長は、当該案内に基づき、各々地域住民の代表として出席したものであり、違法・不当の点はない。

**（３）請求人による上記「第１ ４（２）請求の理由 ウ 地方公共団体が本件国葬に公費を支出することの違法性」の主張について**

自治法第２条第２項において、普通地方公共団体の事務は、「地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの」とされているところ、この規定は、まず、普通地方公共団体が、「地域における事務」を包括的に処理する権能があることを明らかにした上で、必ずしも「地域における事務」に該当しないものであっても法律により処理することとされた場合や法律に基づく政令により処理することとされた場合には、当該事務も処理するものであることを一般的に示しているものと解されている。

この「地域における事務」については、住民を含め当該地域との合理的な関連性が認められれば、「地域における事務」に当たると解されている。

本件国葬への知事及び議長の出席については、普通地方公共団体の長は当該普通地方公共団体を統括し代表するとされるところ、地方議会は普通地方公共団体の住民全体を代表する機関であるところ、それぞれ地域住民の代表として国の公式行事に出席したもので、「地域における事務」に当たるものである。

このため、知事及び議長が、本件国葬に出席することは、自治法第２条第２項に違反するものではなく、知事及び議長の本件国葬出席に係る公費支出は適切なものである。

**（４）請求人による上記「第１ ４（２）請求の理由 エ 地方公共団体が本件国葬に公費を支出することの不当性」の主張について**

知事及び議長の公費出張は各々の裁量行為であり、本件国葬が国において閣議決定され、内閣総理大臣からそれぞれに案内があったことを踏まえ、知事及び議長が各々公務として出席したものであり、公費支出は適切なものである。

## 第4 監査によって確認した事実

監査の結果、確認した事項は、以下のとおりである。

### 1 本件国葬について

令和4年7月22日の閣議において、本件国葬を9月27日に執り行うことが決定された。また、葬儀委員長は内閣総理大臣が務めることとされた。(第1 4 (3) 事実証明書 資料1「2022.7.22 内閣官房長官記者会見(故安倍晋三元総理の国葬儀について)」)

本件国葬については、閣議決定前の7月14日に、岸田文雄内閣総理大臣の記者会見において、「国の儀式を内閣が行うことについては、平成13年1月6日施行の内閣府設置法において、内閣府の所掌事務として、国の儀式に関する事務に関する事、これが明記されています。よって、国の儀式として行う国葬儀については、閣議決定を根拠として、行政が国を代表して行い得るものであると考えます。これにつきましては、内閣法制局ともしっかり調整をした上で判断しているところです。こうした形で、閣議決定を根拠として国葬儀を行うことができると政府としては判断をしております。」との政府見解が示されている(「令和4年7月14日 岸田内閣総理大臣記者会見」(首相官邸ホームページ))。

本件国葬に係る同様の見解は、9月8日の国会でも示されており、岸田内閣総理大臣の発言において、「内閣府設置法及び閣議決定を根拠として実施することを決定」、「(本件国葬は)間違いなく行政権に属するものであるものと認識」、「それ(行政権に属すること)は、内閣府設置法第4条第3項に記載されている」、「その上で、閣議決定に基づいてこの開催を決定」、「行政権の範囲内ということで、先ほど申し上げさせていただいた判断、(内閣)法制局の判断もしっかり仰ぎながら政府として決定をした」とされている。(「第209回国会 議院運営委員会 第3号(令和4年9月8日(木曜日))」の会議録(衆議院ホームページ))。

### 2 知事及び議長の本件国葬への出席に係る経過について

#### (1) 知事の本件国葬への出席に係る経過

ア 令和4年8月17日 全国知事会から秘書課への本件国葬に係る電子メール  
9月27日に東京・日本武道館において、本件国葬が執り行われる件について、「知事及び都道府県議会議長は全員(各47名)が参列対象となる」こと、「代理出席は原則認められない」旨の事務連絡。

イ 令和4年8月23日 全国知事会から秘書課への本件国葬に係る電子メール  
本件国葬について知事の出欠を9月5日までに電子メールで回答するよう求

める事務連絡。案内状未達のため回答せず。

ウ 令和4年9月9日 本件国葬に関する国からの案内状受理

「故安倍晋三国葬儀委員長 内閣総理大臣 岸田文雄」からの案内状。

全国知事会から9月14日までに電子メールで出欠の回答をするよう照会あり。

エ 令和4年9月9日 秘書課から全国知事会への電子メール

知事が本件国葬に出席することを決定し、その旨回答した。

オ 令和4年9月26日 秘書課職員が知事の本件国葬への出席に係る旅行命令票を起票。知事決裁を受ける。

カ 令和4年9月27日 知事が本件国葬に出席。

## (2) 議長の本件国葬への出席に係る経過

ア 令和4年8月17日 全国都道府県議会議長会から議会事務局への本件国葬に係る電子メール

9月27日に東京・日本武道館において、本件国葬が執り行われる件について、「都道府県議会議長及び知事は全員（各47名）が参列対象となる」こと、「代理出席は原則認められない」旨の事務連絡。

イ 令和4年8月23日 全国都道府県議会議長会から議会事務局への本件国葬に係る電子メール

9月5日までに、本件国葬への議長の出席又は欠席のいずれかを電子メールで回答するよう求める事務連絡。

ウ 令和4年9月6日 全国都道府県議会議長会から議会事務局への本件国葬に係る電子メール

出欠回答期限を9月12日に変更するとの事務連絡。

エ 令和4年9月8日 全国都道府県議会議長会から議会事務局への本件国葬に係る電子メール

出欠回答期限を9月14日に再変更するとの事務連絡。

カ 令和4年9月9日 議会事務局から全国都道府県議会議長会への電子メール  
議長は出席の方向で検討していたことから、出席の旨を回答。

キ 令和4年9月12日 本件国葬に関する国からの案内状受理

「故安倍晋三国葬儀委員長 内閣総理大臣 岸田文雄」からの案内状。

ク 令和4年9月22日 議会事務局秘書室職員が議長に意向を確認し、議長が出席を決定。秘書室職員において本件国葬への議長の出席に係る旅行命令票を起票し、議長が決裁した。

コ 令和4年9月27日 議長が本件国葬に出席。

### 3 知事及び議長の本件国葬への出席に係る公金の支出について

#### (1) 本件国葬への出席に係る公金の支出の内容及び金額

##### ア 知事の本件国葬への出席に係る公金の支出の内容及び金額

###### (ア) 知事に対する公金の支出

- ・旅費（交通費）及び旅行雑費 9,460 円

※ 往路は公共交通機関、復路は公用車を利用。

交通費は公共交通機関利用分。

宿泊を伴わないため宿泊費は発生しない。

###### (イ) 知事以外に対する公金の支出（公用車による移動に伴う公金の支出）

- ・ガソリン代（概算） 4,835 円

※ 本件国葬への出席に係る公用車移動距離、使用した公用車の燃費、ガソリン価格から算定。

- ・高速道路利用料金 7,210 円

- ・公用車運転手に係る時間外勤務手当 11,305 円

※ 運転手に対する旅費・日当は発生しない。

※ 運転手を除き随行者なし。

※ その他弔慰金等は発生しない。

- (ウ) 知事の本件国葬への出席に係る公金の支出金額の合計 32,810 円

##### イ 議長の本件国葬への出席に係る公金の支出の内容及び金額

###### (ア) 議長に対する公金の支出

- ・旅費（交通費）及び旅行雑費 5,780 円

※ 往路、復路共に公共交通機関を利用。

※ 宿泊を伴わないため宿泊費は発生しない。

- (イ) 議長以外に対する公費の支出 なし

※ 公用車利用なし。随行者なし。

- ウ 知事及び議長の本件国葬への出席に係る公金の支出金額の合計 38,590 円

#### (2) 本件国葬への知事及び議長の出席に係る公金の支出（上記（1）の各支出）についての一般的な支出手続

##### ア 知事の旅費及び旅行雑費

###### (ア) 出張の実施決定（旅行命令）

秘書課の職員が旅行命令票を起票し、知事が決裁することにより決定する。

###### (イ) 支出手続

総務部総務事務センター（以下「総務事務センター」という。）において、秘書課から旅行命令票の回付を受けた後、所定の審査を行い、総務事務センター長の決裁により、支出の決定を行う。

(ウ) 手続に係る条例等の定め

知事の公務旅行に係る経費は、「特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例」第8条第1項及び第2項に基づき算定される。

イ 知事の公用車出張に伴う経費

(ア) ガソリン代

a 契約

ガソリンの給油について、茨城県石油業協同組合水戸支部と県が自動車用燃料油売買契約（単価契約）を締結している。

b 給油の手続

給油及び給油カードの使用について、秘書課長の決裁を受け、所定の給油所にて給油する。

c 請求・支払い

当月の給油分について翌月に請求があり、請求書受理後、秘書課の職員が支出負担行為決議票及び支出票を起票し、秘書課長の決裁により、支出の決定を行う。

(イ) 高速道路利用料金

a 契約

高速道路利用料金について、株式会社ジェーシービーと県が ETC カード使用契約を締結している。

b ETC 使用実績の記録

ETC カード使用者は、ETC カード利用簿に日付、利用区間・料金所、料金等を記録する。

c 請求内容の確認

当月の使用分について翌月末に、総務部内の使用実績を一括して総務部総務課（以下「総務課」という。）に請求があり、総務部内の各課において ETC カード利用簿と利用代金明細書を突合し、請求内容を確認する。マイレージ割引がある場合は、マイレージサービスのホームページにて還元額を確認する。

d 支払い

ETC カード利用簿及び利用代金明細書のほか、マイレージ割引がある場合は当該ホームページを印刷したものを総務課に提出する。総務課において、支出負担行為決議票及び支出票を起票し、総務課長が決裁する。

会計管理課において、支出票の回付を受け、支出負担行為の確認を行い、総務課にて支出する。

(ウ) 公用車運転手に係る時間外勤務手当

a 時間外勤務の実施（時間外勤務等命令）

時間外勤務をする秘書課の職員は、総務事務支援システムにより時間外勤務等命令の伺いを申請し、秘書課長が決裁することにより決定する。

b 経費の支出手続

総務事務センターにおいて、所属からの実績報告を受け、給与システムへ連携を行った後、総務事務センター長の決裁により、支出の決定を行う。

c 手続に係る条例等の定め

職員の時間外勤務手当は、「職員の給与に関する条例」（昭和27年茨城県条例第9号）第16条に基づき支給される。

ウ 議長の旅費及び旅行雑費

(ア) 出張の実施決定（旅行命令）

議会事務局秘書室の職員が旅行命令票を起票し、議長が決裁することにより決定する。

(イ) 支出手続

総務事務センターにおいて、議会事務局から旅行命令票の回付を受けた後、所定の審査を行い、総務事務センター長の決裁により、支出の決定を行う。

(ウ) 手続に係る条例等の定め

議長の公務旅行に係る経費は、「茨城県議会の議員の議員報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例」第5条第2項及び第3項に基づき算定される。

なお、総務事務センターで議長の旅費に係る支給事務を行うのは、「茨城県行政組織規則」（昭和42年茨城県規則第46号）により、議長の旅費を含む、集中管理に係る給与その他の給付の支給事務に関することは総務事務センターの所掌事務とされていることによる。

また、「茨城県事務決裁規程」（昭和40年茨城県訓令第3号）により、集中管理の旅費等に係る支出負担行為の決議は総務事務センター長の、支出命令は各部課共通事項として各課長の専決事項とされていることから、当該支出は知事の補助機関である総務事務センター長の決裁をもって、行政庁である知事の決定として行われることとなる。

**(3) 本件国葬への知事及び議長の出席に係る経費の公金による支出（上記（1）の各支出）についての手続の内容**

ア 知事の旅費及び旅行雑費

令和4年9月26日、秘書課職員が知事の本件国葬への出席に係る旅行命令票を起票した。知事決裁を受け、旅行命令票を総務事務センターに回付した。総務事務センターにおいて当該旅行命令票に係る知事の旅費及び旅行雑費の支出手続を行い、10月27日に知事へ支払われた。

イ 知事の公用車出張に伴う公金の支出

(ア) ガソリン代

令和4年10月13日、本件国葬への知事の出席に伴う公用車のガソリン代を含む、秘書課管理の公用車4台分に係るガソリン代(令和4年9月分)について一括請求がなされた。同日秘書課職員が支出負担行為額決議票及び支出票を起票、秘書課長が決裁し、10月19日に支払われた。

(イ) 高速道路利用料金

令和4年10月28日、本件国葬への知事の出席に伴う公用車の高速道路利用料金を含む、総務部内のETCカード利用料金(令和4年9月分)について一括請求がなされた。秘書課の利用分については秘書課で請求内容を確認し、11月4日に総務課職員が支出負担行為決議票及び支出票を起票、総務課長が決裁し、11月16日に支払われた。

(ウ) 公用車運転手に係る時間外勤務手当

秘書課長による時間外勤務命令の決裁を受け、本件国葬への知事の出席に伴い発生した公用車運転手に係る本件国葬当日の時間外勤務(午前7時から午前8時30分まで、及び、午後5時15分から午後8時30分まで)の時間数に応じ、総務事務センターにおいて時間外勤務手当の支出の手続きを行い、10月21日に当該職員へ支払われた。

ウ 議長の旅費及び旅行雑費

令和4年9月22日、議会事務局秘書室職員が旅行命令票を起票した。議長決裁を受け、旅行命令票を総務事務センターに回付した。総務事務センターにおいて当該旅行命令票に係る議長の旅費及び旅行雑費の支出手続きを行い、10月27日に議長へ支払われた。

## 第5 判断

監査対象機関への説明聴取及び関係書類等の調査により確認した事実に基づき、次のとおり判断する。

なお、請求人は、本件請求において、主位的請求として、知事及び議長の本件国葬への出席に係る経費の公金による支出を差し止める措置を求め、予備的請求として、知事及び議長が本件国葬に公務として出席していた場合には、出席に係る経費の公金による支出は県に損害を与えたものであるとして、知事に対し、支出された金額相当の損害賠償を請求することを求めている（第1 4）。

本件国葬については、すでに令和4年9月27日に実施され、知事及び議長が出席し、出席に係る経費が公金で支出されていることから（第4 2、3）、請求人から予備的請求がなされたものとして以下の判断を行うこととする。

### 1 判断の理由

#### （1）本件国葬の違憲性・違法性に係る請求人の主張について（第1 4（2）イ）

ア 請求人は、本件国葬が違憲・違法なものであり、その結果、本件国葬に関連して県が支出する公費は違憲・違法な支出となる旨主張している（第1 4（2）ア）。

そのため、本件国葬の実施に係る違憲性・違法性が、知事及び議長の本件国葬への出席に関連してなされる、県の公金の支出における違法性となるのはどのような場合か検討する。

判例では、「当該職員の財務会計上の行為をとらえて右の規定に基づく損害賠償責任を問うことができるのは、たといこれに先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、右原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解するのが相当である。」とされ、原因行為の権限者と財務会計行為の権限者が異なる場合において、「教育委員会がした学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する処分（地方教育行政の組織及び運営に関する法律二三条三号）については、地方公共団体の長は、右処分が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り、右処分を尊重しその内容に応じた財務会計上の措置を採るべき義務があり、これを拒むことは許されないものと解するのが相当である。」とされている（平成4年12月15日最高裁判所第三小法廷判決）。

本件請求における原因行為は、知事及び議長の本件国葬への出席であり、国による本件国葬の実施決定は、原因行為の前提となる行為ととらえることがで

きる。

そのうえで、判例の趣旨を踏まえ整理すると、県による知事及び議長の本件国葬への出席に係る経費の公金支出（財務会計行為）が違法となるのは、本件国葬への出席に違法事由が存する場合であっても、本件国葬への出席を前提としてされた財務会計行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解される。監査で確認したところ、本件請求に係る財務会計行為について、財務会計行為自体に違法性は認められない（第4 3）。さらに、本件請求においては、原因行為の前提となる行為（国による本件国葬の実施決定）が財務会計行為（県による知事及び議長の本件国葬への出席に係る経費の公金支出）とは異なる権限者によってなされたことを考慮すれば、国による本件国葬の実施決定の違憲性・違法性が、県の財務会計行為の違法性になりうるのは、県が財務会計行為を行うに当たり、その原因行為の前提である国による本件国葬の実施決定において、著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合と解することが妥当である。

イ よって、県が知事及び議長の本件国葬への出席に係る経費の公金支出（財務会計行為）を行うに当たり、国による本件国葬の実施決定（原因行為の前提となる行為）が、著しく合理性を欠き、予算執行確保の見地から看過しえない瑕疵が存すると判断すべきものであったか否かを検討する。

岸田内閣総理大臣による記者会見や国会での発言において、本件国葬については、内閣法制局の判断を踏まえ、内閣府設置法に基づき行政権に属するものであるとして、同法及び閣議決定を根拠に国の儀式として実施することを決定したものである旨の政府見解が示されている（第4 1）。

知事及び議長は、こうした政府見解を踏まえ実施される本件国葬に、「故安倍晋三国葬儀委員長 内閣総理大臣 岸田文雄」から案内状を受け、地域の代表として出席したものと認められる（第4 2）。

このような事実を踏まえれば、県が、知事及び議長の本件国葬への出席に係る経費の公金支出に当たり、国による本件国葬の実施決定において、著しく合理性を欠き予算執行確保の見地から看過しえない瑕疵が存する、との判断をしなかったことについて、適正を欠く点があるとは認められない。

ウ 以上のことから、請求人が主張する本件国葬の違憲性や違法性が、知事及び議長の本件国葬への出席に関連してなされる、県の公金支出（財務会計行為）の違法性となるものとは認められず、この点に係る請求人の主張は、理由がない。

**（2）地方公共団体が本件国葬に公費を支出することの違法性に係る請求人の主張について（第1 4（2）ウ）**

ア 請求人は、知事及び議長が本件国葬に出席することは、自治法第2条2項に規定する、地方公共団体が「法律又はこれに基づく政令により処理されることとされる事務」に該当せず、同法1条の2第1項に規定する地方公共団体の役割を担うものとして、独自に行う事務にも該当しないため、自治法に基づく地方公共団体の事務ではなく、本件国葬への出席に係る経費を公費で支出することは違法である旨の主張をしている。

なお、請求人は、この主張において、自治法第2条第2項（「普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。」）について、普通地方公共団体が処理するのは、「地域における事務及びその他の事務」で、かつ「法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの」であるとの解釈を前提としている。

しかし、当該条文については、「普通地方公共団体が、まず、「地域における事務」を包括的に処理する権能があることを明らかにしたうえで、なお、必ずしも「地域における事務」に該当しないものであっても法律により処理することとされた場合や法律に基づく政令により処理することとされた場合には、当該事務を処理するものであることを一般的に示している。」（「新版 逐条地方自治法 第9次改訂版」（松本英昭著、学陽書房））と解釈することが妥当である。

また、判例によれば、「普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、長又はその他の執行機関が各種団体等の主催する会合に列席するとともにその際に祝金を主催者に交付するなどの交際をすることは、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、上記事務に随伴するものとして許容されるというべきである。」（平成18年12月1日最高裁判所第二小法廷判決）とされている。

そうすると、自治法2条2項の「地域における事務」は「法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの」に限定されず、判例により、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、長等が各種団体等の会合に列席すること等も、普通地方公共団体の事務に随伴するものとして許容されることとなる。

イ よって、以下、知事及び議長の本件国葬への出席が、上記の「地域における事務」に該当するか否かを検討する。

知事及び議長の本件国葬の出席については、法令等に義務付けられたものではなく、出席するか否かは知事及び議長の各々の判断に委ねられている。

本件国葬の実施については、内閣法制局の判断を踏まえ、内閣府設置法に基づき行政権に属するものとして、同法及び閣議決定を根拠に国の儀式として実施することを決定したものと政府見解が示されており（第4 1）、知事及び議長は、国の儀式である本件国葬に、各々、内閣総理大臣からの案内状を受け、

地域の住民の代表として、それぞれ自らの判断で出席した（第4 2）。

このことについて、社会通念上儀礼の範囲を超える点や、裁量権の逸脱又は濫用となる点は認められず、知事及び議長による本件国葬への出席は、自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」に該当するものと判断することが妥当である。

従って、知事及び議長が本件国葬に出席することは、自治法に規定する地方公共団体の事務に該当し、違法ではないのであるから、本件国葬への出席に係る経費を公費で支出したことについても、違法な点は認められない。

ウ なお、知事に対する旅行命令に係る命令権者は知事であり、議長に対する旅行命令に係る命令権者は議長であるが、それぞれの旅行命令に基づく旅費及び旅行雑費（以下「旅費等」という。）に係る支出の命令権限は、いずれも知事となる（第4 3（2）ウ（ウ））。議長の本件国葬への出席に関しては、旅行命令権者と旅費等の支出に係る命令権者が異なることから、議長の旅費等に係る知事の支出命令の違法性を検討するに当たっては、上記（1）で参照した判例（平成4年12月15日最高裁判所第三小法廷判決）の考え方を踏まえる必要がある。

つまり、知事は、議長の旅行命令が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り、旅行命令を尊重しその内容に応じた財務会計上の措置（旅費等の支出）を採るべき義務があり、これを拒むことは許されないものと解するのが相当である、ということになる。

議長の旅行命令に関しては、すでに検討したとおり、社会通念上儀礼の範囲を超える点や、裁量権の逸脱又は濫用となる点は認められないため、違法ではないのであるから、著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵もなく、当該旅行命令を前提とした知事による旅費等の支出の決定に違法な点は認められない。

エ 以上のことから、本件国葬への知事及び議長の出席が、自治法に規定する地方公共団体の事務に該当しないので、本件国葬の出席に係る経費を公金で支出することは違法であるとの請求人の主張は、理由がない。

### **（3）地方公共団体が本件国葬に公費を支出することの不当性に係る請求人の主張について（第1 4（2）エ）**

ア 請求人は、本件国葬が憲法に違反し、法的根拠を欠いたものである以上、これに県の公費が支出されることは不当な公金の支出というべきであると主張しているが、「憲法に違反し、法的根拠を欠いた」公費の支出は、「不当な公金の支出」というより「違法な公金の支出」というべきである。

すでに上記（１）で検討したとおり、請求人が主張する本件国葬の違憲性や違法性が、知事及び議長の本件国葬への出席に関連してなされる、県の公金支出の違法性となるものとは認められない。

よって、請求人による、本件国葬が憲法違反で法的根拠を欠くため知事及び議長の本件国葬への出席に係る経費の公金支出は不当である旨の主張は、理由がない。

イ このほか、請求人が、知事及び議長の本件国葬への出席に係る経費の公費としての支出を不当と主張する根拠は、本件国葬について、「世論調査で反対もしくは評価しないという回答が賛成あるいは評価するという意見を上回る」など、本件国葬について国民の間で反対意見や批判が多い、といったものである。

こうした請求人の主張は、県の財務会計行為そのものの不当性ではなく、専ら国による本件国葬の実施に係る不当性を主張するものであることに加え、世論調査等で反対意見や批判が多いというだけでは、国が閣議決定し、国の行事として行われた本件国葬への、知事及び議長の公務としての出席に係る公費の支出を、県の損害として知事に損害賠償請求を求めるほどの不当性があるとはいえない。

よって、請求人による、本件国葬の実施は反対意見や批判が多く不当であるため、知事及び議長の本件国葬への出席に係る公費の支出は不当である旨の主張は、理由がない。

ウ したがって、請求人による、知事及び議長の本件国葬への出席に係る公費の支出は不当である旨の主張は、いずれも理由がない。

## 2 結論

以上のことから、県が、知事及び議長の本件国葬への出席に係る経費を公金で支出したことについて、違法又は不当な点は認められないのであるから、当該公金の支出が違法又は不当であるとして、県に与えた損害を補填するため、知事に対し、支出された金額相当の損害賠償を求める請求人の主張は、その前提を欠き理由がない。

よって、本件請求を棄却する。